

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所等)

1 評価機関

名 称	株式会社 学研データサービス
所 在 地	東京都品川区西五反田2-8-11
評価実施期間	2022年 6月 27日 ~ 2022年 12月 16日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	森と自然の保育園 のびのびハウス モリトシゼンノホイクエン ノビノビハウス		
所 在 地	〒 285-0823 千葉県佐倉市江原新田103		
交通手段	京成臼井駅よりバス10分徒歩10分 自家用車推奨		
電 話	043-486-4119	FAX	043-371-2754
ホームページ	https://nobi2house.com/		
経 営 法 人	株式会社 のびのびハウス		
開設年月日	2001年 8月 3日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	佐倉市・四街道市・印西市・八千代市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	5	8	9	9	9	9	49		
敷地面積	498.24㎡			保育面積		297.72㎡			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診年2回・歯科健診年2回・尿検査年1回・ 身体測定年12回								
食事	午前おやつ(未満児)1回・給食1回・午後おやつ1回								
利用時間	7:00~19:00								
休 日	日・国民の祝日・12/29~1/3								
地域との交流	運動会実施の回覧・老人ホームへの訪問								
保護者会活動	保護者会年3回・親子行事(コロナで以上児のみ年齢別)・ 保育参加(コロナで休止)								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	17	5	22	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	17	0	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	1	1	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	佐倉市役所 子ども保育課 ネット予約・窓口予約	
申請窓口開設時間		
申請時注意事項		
サービス決定までの時間		
入所相談		
利用代金	行事費500円/月・オムツ処分代500円/月	
食事代金	給食費（3歳以上児週5日）6050円/月	
苦情対応	窓口設置	あり
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>「大地を踏みしめ丈夫な心と丈夫な身体を育てます」を園の理念として掲げ、自然豊かな環境を活かして自然の植物や虫などの生き物にふれたり、田んぼでの田植え・稲刈り・野菜の収穫体験などに力を入れています。図鑑やビデオ・インターネットなど情報が豊富な時代ですが、実際に見たり触ったりすることは、就学前の子どもたちにとってとても貴重な体験です。自然の中で五感を使い、発見や驚き、不思議、感動で心を大きく揺り動かし、探求心を高め学びに向かう姿勢を育てていきます。土に触れ、野菜などの作物を収穫し、大地の恵みを食し、戸外遊びや散歩で足腰が丈夫になります。</p>
<p>特 徴</p>	<p><栽培体験>落花生種まき・サツマイモ苗植付・ジャガイモ植付・田植え <収穫体験>タケノコ掘り・そらまめの鞆むき・ジャガイモ掘り・ミニトマト収穫・ナス収穫・ピーマン収穫・トウモロコシ収穫・稲刈り・落花生掘り・サツマイモ掘り・大根収穫 <生き物>カブトムシ幼虫飼育・キアゲハ・ザリガニ・オタマジャクシ・カメ <行事>カレーパーティー・おにぎりパーティー・運動会・クリスマス会・餅つき・成木づくりなど</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>土に触れてどろんこになって遊んだり、畑から直接取った野菜をかじったり、昔は当たり前だった子どもの育ち方が大きく変わり、自然体験や運動の機会が少なくなったと言われています。異年齢の集団の中で大きい子を見て真似たり、小さい子を労ったりする経験も少ない今、保育園という集団の中では与えられた遊びだけでなく、いろいろな友達に関わり周りのいろいろな事象に興味をもって工夫して遊ぶ毎日の積み重ねで心も体も大きく成長します。</p> <p>当園では、自然豊かな環境を活かして自然の植物や虫などの生き物にふれたり、田んぼでの田植え・稲刈り・野菜の収穫体験などに力を入れています。自然に触れ空を見上げたり、季節を感じたり、季節の旬の作物を知ったりすることは、広い意味で環境教育でもあります。図鑑やビデオ・インターネットなど情報が豊富な時代ですが、実際に見たり触ったりすることは、就学前の子どもたちにとってとても貴重な体験です。自然の中で五感を使い、発見や驚き、不思議、感動で心を大きく揺り動かし、探求心を高め学びに向かう姿勢を育てていきます。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>○自然体験から子どものイメージを膨らませるような遊びに発展させ、子どもの主体性を大切にしておかかっています</p>
<p>園庭には大きな柿の木があり、収穫した柿の皮をむいて干し柿を作ったり、稲刈りをしたり、夏野菜を収穫したりするなど、子どもたちはさまざまな自然に触れる体験をしています。それらの体験から、室内では折り紙などを使って季節を表現した製作に取り組んでいます。訪問調査時には、3～5歳児が利用する玄関のホールに「秋」をイメージした子どもの作品が掲示され、それぞれに担任のコメントが添えられていました。柿や栗を題材にした作品は、どれも子どもたち一人ひとりが感じたままを表現しています。職員は、みんなで同じものを作るのではなく、子どもたちそれぞれの思いをていねいにくみ取り、その思いを表現できるような環境を整え、子どもの主体性を大切にしておかかわり、豊かな感性をはぐくんでいます。</p>
<p>○田植え体験や夏野菜の収穫、昆虫や動物など、子どもたちが本物に触れる機会がたくさんあります</p>
<p>たけのこ掘りや田植え、夏野菜の収穫や落花生掘りなど、子どもたちはさまざまな作物に触れています。収穫体験だけでなく、作物の生長過程を感じられるよう、水やりや雑草抜きにも取り組み、収穫後に野菜を洗うなど、本物に触れる機会がたくさんあります。また、かぶとむしは幼児クラスの全園児数を用意して、子ども一人ひとりが自分のかぶとむしを大切に育てています。かぶとむしの幼虫の容器の土を入れ替えたり、飼っているかめの水替えや冬眠のために落ち葉を集めるなど、さまざまな生き物に触れる機会もたくさんあります。園内に昆虫標本が飾っており、虫眼鏡や観察用のレンズ付きの入れ物が用意され、子どもたちが興味を持てるよう環境を整えています。</p>
<p>○園内で過ごす子どもの様子などを保護者にさまざまな方法で伝える工夫をしています</p>
<p>0～2歳児の保護者には、保護者用アプリで毎日の子どもの様子を配信しています。3～5歳児の保護者には、クラスの遊びや活動の様子を写真やコメントをつけて毎日配信しています。また、ドキュメンテーション(写真を含めた子どもの様子)は玄関にも掲示し、登降園の際に、その日の活動内容を子どもから保護者へ知らせるきっかけになっています。過去に掲示したものはファイルに綴じ、保護者がいつでも閲覧できるよう玄関に置いてあります。毎月配付しているクラス便りは、より子どもたちの様子をわかりやすく伝えられるように、写真を多く使っています。昨年度と今年度は、保育参加が中止となったため、新型コロナウイルス感染症対策として、保育の様子を動画にして、定期的に配信しました。感染症の流行が落ち着いてきたタイミングで、5歳児から保育参加の実施を検討し準備を進めています。このように、園は家庭との連携を大切に考え、子どもの様子を保護者に知らせるさまざまな工夫をしています。</p>

さらに取り組みが望まれるところ

●今後の園運営の要となる職員育成を、中長期計画に沿って進めるとよいでしょう

園は認可園になって歴史が浅いこともあり、運営にかかわる基本的な文書は整備されているものの、中長期を見通した人材育成の計画は未作成です。また、人材育成のもとになる職員評価の基準も十分整備されているとはいえません。職員の育成は今後の園運営の要となる取り組みです。園の理念に沿い、地域にも信頼される園づくりの基礎として、中長期計画と整合のある、中長期の人材育成計画も策定されるとよいでしょう。また計画の前提である階層別、業務内容別の評価基準を作成し、職員に周知して透明性も確保するとよいでしょう。

●地域の子育て家庭支援、園の子どもと地域の方々の交流の再開に期待します

地域の子育て家庭への園開放、地域の人々との交流など、コロナ禍でさまざまな計画やこれまで実施していた取り組みを中止しています。地域の保育資源としての役割を自覚し、コロナ禍前に行っていた子育てサロンを再開し、触れ合い遊び、親子製作などで親子の愛着関係が深まる活動を行い、地域の子育て家庭支援の取り組みを実施されることを期待します。また、子どもの園生活をより豊かなものにするため、これまで行ってきた高齢者施設など地域との交流も進めるとよいでしょう。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

初めて第三者評価を受審しました。
これまで自分なりに園の運営のあらゆることに目を向けてしっかりやっているつもりでおりましたが、第三者の目で私たちの気づかなかったところまでチェックしていただけたことで、気づきが沢山あったので、受審して良かったと感じています。
早速改善した点もありますが、時間をかけて検討していくことが必要なものもあるので、それらを計画に落とし込み実践していきます。
この気づきを大切に、園を高めていけるようにしていきたいと思います。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0	
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	2	2	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	3	2	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
			提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0	
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0	
				22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0	
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
					28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
			事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
			災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
		計				132	4

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念、保育目標は入園のしおり、重要事項説明書、ホームページ、全体的な計画などに明記しています。理念は、「大地を踏みしめ丈夫な心と丈夫な身体を育てます」とし、「興味関心を深める保育」「ひらめきのある保育」「人との関わりを大切にする保育」「共に育ちあう保育」などの運営方針に基づいて保育を行っています。理念や保育目標、保育の柱などから、子どもの主体性を大切に子どもに声を傾けること、豊かな自然環境や少人数の家庭的な雰囲気の中で、子どもが安心して過ごすことができ、身近な人とのかかわりを大切に、心も体もしなやかな子どもを育てていくという、園の目指す方向を読み取ることができます。運営方針には「子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する」ことが明記され、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれています。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念、保育目標は事業計画に記載し、各職員が確認できるようにしています。全職員に配付している入園のしおりや重要事項説明書には理念、保育目標を明記した全体的計画も含まれています。9月から11月までの間に実施している全体的な計画についての年齢別の園内研修の中で、理念、保育目標を周知し、指導計画作成の際に参照にしています。また、この園内研修の中で保育実践の振り返りを行う中で、理念や保育方針、保育目標について改めて確認しています。園内研修の資料は非常勤職員にも配付し、クラス担当職員から説明をしています。日常的にも職員会議で理念、保育目標を確認しています。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者には、入園時に保育目標を掲載した入園のしおり、重要事項説明書と利用案内を配付し、理念、保育目標をていねいに説明し、内容を理解したことを確認する同意書を提出してもらいます。入園のしおりには園の全体的な計画も含まれており、これに基づいた園の保育内容についても説明しています。また、毎月の園だより「のびのびつうしん」の「今月の保育」の欄に月のクラス目標や保育内容を記載して、保護者に周知しています。保護者懇談会はコロナ禍で中止しているため、子どもの園の様子や保育内容を理解しやすくするため動画で配信しています。保護者との日常の会話の中でも保育内容を説明したり、家庭と連携できるように声をかけたりして、保護者の相談にも積極的に応じています。また園での子どもの姿を写真入りで伝えるドキュメンテーションを作成し、各クラスの入り口に掲示したり、保育業務支援システムの保護者用アプリで保護者に配信し、保護者から感謝されています。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>2021年4月～2025年10月までの長期計画を作成し、その内容はプレゼン資料に基づき、職員に説明しています。毎年の事業計画は長期計画や事業報告(前年度の反省)に基づいて作成します。事業計画と事業報告は、職員の採用・育成、施設設備の改善、絵本やおもちゃの購入、保護者用アプリなど情報化によるサービスの改善、保育の内容の充実・質の向上、地域の子育て支援などの項目は同じにして、前年度の反省が今年度につながるようにするとよいでしょう。昨年度コロナ禍で保護者などの入室を制限せざるを得なかった中で、保護者とのコミュニケーションが縮小していることを踏まえ、今年度の事業計画で5歳児から個別面談を再開させるなど「保護者にストーリーを伝える」ことを重点課題に設定しています。市から得る情報などから、子どもの動態や福祉事業の動向などを把握し、見学者など地域の声から育児相談、一時保育などの地域の福祉ニーズについても把握しています。把握した事業環境などを分析し、コロナ禍でストップしていた地域支援や地域交流を重点課題にしています。園のホームページを立ち上げ、園の取り組みを公表し、見学や子育て相談について受け付けていることを知らせるなど運営の透明性を確保しています。</p>	

5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>計画策定にあたっては、園長、主任、専門リーダーによるリーダー会議、職員会議をはじめ、美化、衛生、防災、安全防犯の4つの委員会の会議の内容などから得た職員の意見のほか、保護者の意向も集約して反映させています。そのうえで園長、主任が話し合っ事業計画を策定し、職員会議で職員に周知しています。計画は毎年決める「職務分掌」や委員会の担当を決め、全職員で分担して取り組み、その進捗は、毎月の職員会議で確認し、着実な実行に取り組んでいます。職員会議などで話し合われた事業計画の進捗状況に基づき、園長が評価し、課題を整理したうえで、主任と相談のうえ、4月に事業報告としてまとめています。事業計画、事業報告は、保育園の運営に特化したグループウェアのアプリで全職員に回覧し周知しています。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園長は、理念に基づいた保育実践のため、事業計画とそこに記載されている方針を全職員に示し、確実に実行されるよう職員会議、リーダー会議、給食会議、3歳児以上会議、3歳児未満会議を組織しています。また、運営規程に職務権限・分掌を明示し、毎年決める「職務分掌」に4つの委員会の担当を明示し、方針実践の指導力を発揮しています。指導計画の実践でも9～11月に全体的な計画の園内研修を連続して行い、職員の創意が発揮されるよう工夫しています。職員が主体的に課題に取り組みやすいよう、園長面談や日常的な声かけを行っています。研修は内部研修を定期的実施するとともに、キャリアアップ研修など全職員がなんらかの外部研修に参加できるよう配慮しています。自己啓発支援制度をつくり、資格取得費用の補助や業務にかかわる研修には出張費や交通費を補助するなど職員を支援しています。非常勤職員には研修資料を配付し、クラス担任から説明し周知しています。園では全職員が、事前に年度目標や自己評価などを自己評価票に記入したうえで、園長面接を年2回行い、本人の保育の悩みや希望を聞くとともに、職員の自己目標の達成度や園の職員に対する評価と職員自身による自己評価を一致させるよう話し合い、公平に評価できるよう工夫しています。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>就業規則や保護者に配付する重要事項説明書を全職員に配付し、その内容を周知しています。就業規則には守秘義務、個人情報保護などについて掲載しています。重要事項説明書には子どもの最善の利益を考慮した行動を行うことが掲げられています。年1回、職員は個々に自己評価を行い、「子どもの人格を尊重しているか」「子どもの人権尊重に配慮しているか」など自らの保育をチェックし振り返りを行っています。子どもの人権尊重について園内研修を実施したり、プライバシー保護の内容を学んだりしています。子どもにもプライベートゾーンを守ることの大切さを絵本を使って教えています。事務所に「私たちの信条」を掲げ、秘密保持や倫理観を持って業務にあたるよう周知しています。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 □評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 □評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>協調性、向上心、人柄などを内容とする「求める職員像」を保育士募集の保育園の紹介パンフレットに記載し、職員にも周知しています。人材育成の方針は運営規程に定め、これに基づいて研修計画を立て実施しています。職務権限は運営規程と職務分掌に園長、主任、保育士、栄養士、看護師などの、それぞれの職務について明示しています。毎年、職員が面接前に年度目標や自己評価などを自己評価票に記入したうえで、園長面接を行い、4段階での評価を園長が行っています。しかし、評価基準が明確でなく、職員にも説明されていないので、明確な評価基準を作成し、職員にも説明するなど評価の客観性、透明性のある基準づくりをするとよいでしょう。</p>		

9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータは毎月園長、主任が把握し、労務管理を行っています。残業は基本的に発生せず、また有給休暇は公平に取得できるよう、業務調整をしています。園長、主任、クラスリーダーが日常的に声かけを行うとともに、必要に応じた面談を行って職員が相談しやすい職場環境作りを心がけています。福利厚生では、コーヒー、お茶が飲める無料の給茶機の設置や職員の給食費の半額補助、制服の貸与などがあります。これ以外にも研修などへの援助である、自己啓発支援制度があります。ワークライフバランスの取り組みでは法令の範囲で育児休暇の制度があり、また、小学生入学前までの子どもがいる職員にはシフト勤務は免除するなどの対応を行い、今後、さらなる充実を図る検討を行っています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中長期の人材育成計画がある。 <input type="checkbox"/> 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園ではキャリアアップ研修の受講では計画的に取り組んでいますが、中長期の階層ごとの獲得すべき能力、専門技術、資格、経歴、職務基準を設定した育成計画や職種別のほか、例えば、初任者、1年から3年、主任、園長などの役割別に期待する能力基準も設定されていません。職員は年度の研修計画に基づき、接続期の保育、保護者支援、アレルギー対応、防災など全職員がなんらかの外部研修を受講しています。研修受講後は研修報告を提出し、保育園用のグループウェアのアプリにより、内容を職員で共有しています。個別研修計画は毎年行う全職員の自己評価、理念に沿った充実した内容になるよう園長、主任が見直しています。新任職員には担当者がついて行うOJT研修の仕組みがあります。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園では年度初めに、常勤職員を対象にした人権擁護の園内研修を実施し、基本的人権への配慮や虐待防止について周知・徹底しています。非常勤職員には資料を配付し、そのうえでクラス担任から説明をして周知しています。また日常の業務については、毎年行う自己評価の中で「人権への配慮は十分か」「性差先入観による固定的な概念を植えつけていないか」「子どもの時々の気持ちを受けてめているか」などを評価し、職員同士でも確認し合って、子どもの意思を尊重した保育にあたっています。虐待が疑われる場合には、市の子育て家庭課の関係担当に連絡・相談できるよう日常的に担当者で連絡を取り合えるよう体制を整えています。しかし訪問調査時に虐待防止マニュアルが確認できなかったため、整備が望まれます。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>運営法人のプライバシーポリシー(個人情報保護方針)はホームページに掲載しており、保護者との連絡をとる場合などに利用することを目的としていますが、サービス提供に使用すると文言がないので、入園時の子どもの写真掲載についての同意書と同様の内容で補充するとなおよいでしょう。一方で情報開示については、保護者本人と確認できる場合で求めがある場合は情報を開示することが明示されています。園の利用案内や重要事項説明書を利用者に説明する際に、個人情報保護方針と同様の詳しい内容を口頭で説明しています。実習生、ボランティアや職員からは、個人情報を保護することや守秘義務を守ることを口頭で周知しています。実習生、ボランティアからも誓約書を提出してもらおうとなおよいでしょう。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎年1回保護者用アプリを利用して、利用者の満足度調査を行っています。保護者からの意見に対し、職員で確認したうえで園として文書で全てに丁寧に答え、個人情報に配慮しつつ、意見・回答の内容は原則アプリに公表しています。また、日常の保護者との会話や懇談会、連絡帳などでも保護者の意向を把握しています。コロナ禍で行事ができなかったことに対する意見が寄せられたことに対して、園での子どもの様子を年4回、動画に撮ってDVDに録画し、配付したうえで、保育アプリでも配信しました。また、コロナ禍で中止していた保護者面談については、最後の年となる5歳児の保護者を対象に個別の面談を実施する計画にしています。保護者が相談しやすいように、気軽に声かけをしています。相談の内容は、園長が期日と家族名、内容を記録し、配慮が必要な場合以外は職員間で共有しています。</p>		

14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園時、保護者に配付する入園の手引きには「苦情解決規程」に苦情に対する対応方法が記載され、重要事項説明書に具体的な苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の各氏名と電話番号を明示し、入園時に説明しています。苦情が出された場合は「苦情受付・経過記録書」に記録し、苦情解決規程に沿って、苦情への対応、原因究明、再発防止、記録などを行い速やかに答えることになっており、その内容は職員にも周知します。意見・要望、相談に関しても園長が記録し、個別の配慮が必要な場合以外は職員会議で対応について話し合いその解決に取り組むとともに速やかに回答しています。子ども同士のトラブル対応に関する要望については、職員会議で話し合い改善し、保護者にも報告し説明しています。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>基本的理念と社会的責任、保育の配慮事項、1～3歳児未満のねらいと内容、3～5歳児のねらいと内容、安全管理、環境・衛生管理、災害対策、家庭との連携(在園児)などについて評価項目を設定し、半期に一度全職員が自己評価を実施しています。自己評価の結果は集計し、職員で学びを深めた方がよいことや共有した方がいいことを園長と主任が中心となって抽出し、会議で議題にあげるなど、教育及び保育の質の向上につなげています。また、自己評価を実施した後、全職員と園長が個別面接を実施し、年度当初に職員が掲げた目標に対しての振り返りを行っています。そのほかにも、主任が全職員と個別面接を行い、日々の保育を振り返る機会を設けています。行事のアンケートは保護者に公表し、第三者評価の結果も公表する予定です。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>食物アレルギーマニュアル、安全管理マニュアル、大量調理マニュアルなどのマニュアルにより、業務の手順を明確にしています。また、保育所における感染症対策ガイドライン、事故発生時の対応のためのガイドライン、保育保健の手引きを活用しています。毎朝行われる朝礼の際に、マニュアルの一部を園長が抜粋し、その時必要な項目について職員で読み合わせを実施しています。マニュアルは職員がいつでも確認できるように、一人ひとりに配付し、各クラスにも置いてあります。又、消毒液の作り方や嘔吐処理の方法など、必要な時にすぐ確認できるよう掲示するなど工夫しています。マニュアルの見直しは、各委員会の職員が中心となって適宜行っています。見直しの必要性を感じた時や見直した際は、園長、主任に相談し、職員会議にて職員に共有しています。新人職員に対し口頭で伝えている内容が多いため、今後は1日の流れや各クラスの統一事項などの内容についても、文章化することで、新人育成に活用していくことを検討しています。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>問い合わせや見学については、随時実施していることをホームページに明記しています。また、入園案内のしおりもホームページよりダウンロードすることが可能です。園見学の予約は、ホームページの問い合わせフォームより申し込むことが可能ですが、電話での問い合わせが多くなっています。見学については、主に園長が見学者のニーズに合わせて個別に対応しています。見学の際は、園内を案内した後、面談を実施し、見学者の質問に対応しています。園内の活動や行事について、写真を使用した資料を用意し、実際の自然体験や行事の様子がイメージできるよう工夫して知らせています。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園が決まった際は、保護者に入園の手引きを送付し、園長が電話にて入園前面談の日程調整を行っています。入園前面談は個別に実施しています。重要事項説明書に園の目的、運営方針、園周辺の環境と過ごし方、保育目標、重点的に取り組む保育の柱など保育の内容や、利用料金や、かかる費用の理由及び額など基本事項やルールなどを明記し、入園前面談の際に説明し、保護者の同意を得ています。入園前面談では、保護者が記入した「健康及び生活状況票」「保護者緊急連絡票」をもとに、園児の状況や保護者の意向などを確認しています。園児の食事についての状況は、栄養士と主任が確認しています。入園の際に必要な持ち物については、各クラスの職員が、実物を提示しながら説明しています。個別面談で把握した子どもの状況について、職員会議にて共有しています。園長以外の職員にも確実に情報が共有されるよう、入園前面談で聞き取った内容を記録化することをお勧めします。</p>		

19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■ 全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は、保育所保育指針に定められたねらいや幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明記し、園が掲げるねらいや内容と結びつけて作成しています。全体的な計画には、保育理念、目指す子どもの姿、保育目標、重点的に取り組む保育の柱、年齢ごとの保育についてのねらい及び内容などを組み込んでいます。子どもが自然とかかわり実物に触れる機会が減っている中で、まだ園周辺に残っている豊かな自然環境を生かし、子どもたちが土や生き物、植物など本物に触れて、畑や田んぼで出会う地域の人と親しみを持てるよう努めるなど、地域の実態を考慮し家庭及び地域社会との連携についても明記しています。全体的な計画は園長と主任が中心となり見直しや作成を行い、職員会議で共有しています。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画を基に、各クラス担任がクラス会議や日々の話し合いにて、各学年の年間指導計画、月案、週案を作成しています。0～2歳児と配慮が必要な子どもに対して、個別計画を作成しています。園は、本物体験から生きるための知恵を身につけた子どもを目指す子ども像に掲げ、畑で野菜を育てたり、収穫したりと、生き物や植物などの本物の自然に触れる機会を保育のねらいや内容に取り入れています。園周辺には、田んぼや畑があり、子どもがいつでも自然に触れ合える環境が整っています。各指導計画には評価・反省の欄を設け、月や週ごとに振り返り、次の計画へとつなげています。振り返りはクラス会議や日々の話し合いにて実施し、次月の計画に盛り込んでいます。また、各指導計画は、主任と園長が内容を確認しています。</p>		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>各クラスとも子どもの手の届く高さの棚に遊具を並べたり、遊具ごとに写真が貼付されたかごに入れたりするなど、遊具や用具ごとに置く場所をわかりやすく明示しています。年齢に合わせてブロックのピースの大きさを変えていたり、3～5歳児のクラスには子どもがつかまえた虫の観察ができるように虫眼鏡を用意したりして、子どもの発達や興味、関心に合わせて遊具や用具をそろえています。ブロックやままごと、絵本など遊びごとにスペースが確保されており、子どもが好きな場所で好きなものを手に取って遊べる環境となるよう工夫しています。室内には、棚の上に子どもがブロックで作った製作途中のものが置いてありますが、これは、子どもがまだ遊びの続きをしたいという思いを伝えてきた時に、その思いを受け止め、遊びの続きができるようにと保管してあるものです。このように子どもの遊びの様子をよく観察し、写真やコメントを添えて記録し、クラスや玄関に掲示し、親子や子ども同士で見て会話が弾むような環境を整えています。子どもの遊びを写真に撮影し、記録しながら、職員は子どもが何に夢中になっているのか、遊びの中でどんなことを考えているのか、何より子どもが発した言葉をよく聞き取り、子どもの知りたい、やってみたい、なんだろうと思ったことを、次の遊びで経験できるよう、子どもの言葉や思いから環境を整えるよう配慮しています。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>本物に触れること、土や植物などの自然に触れることを大切に考えているため、1年を通してさまざまな種類の野菜を育て、収穫体験をするなど、自然とかかわる機会を多く設けています。さつまいもを栽培したり、夏は畑の草取りをしたり、柿を収穫して皮むき器で皮をむいて干し柿を作ったり、飼育しているかめが冬眠する準備のため、みんなで落ち葉を集めたりと、自然や植物、生き物とかかわりを通して、豊かな経験の機会を提供しています。アスファルトではなく、土の上でこぼこを感じながら歩く散歩の機会を大切にして、散歩先で出会った地域の方と挨拶を交わすなど、日常的に地域の人とかかわっています。3歳以上児はバスを貸し切り小動物と触れ合える地域の公園へバス遠足に出かけたり、地域の青少年体育館の運動場を利用して運動会を実施したり、園内でクリスマス会を実施したり、地域の公共機関を活用して出かけたりするなど、季節ごとにさまざまな行事を実施しています。</p>		

23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>3～5歳児は異年齢保育を行っています。異年齢のかかわりの中で、年上の子どもに憧れの気持ちを抱いたり、年下の子どもをいたわろうとする気持ちをはぐくんでいます。5歳児が作ったおみこしを担いで園内を歩き、小さい子どもに見せてあげるなど、園内で異年齢がかかわり合うことで、小さい子どもの手を取り、大きい子どもがクラスまで連れて行ってあげたり、困っている時は手伝ってあげたりと、関係が深まっていることを職員は感じています。けんかやトラブルが起きた際は、職員が解決するのではなく、なるべく子どもの言葉を待ち、子どもが自分の思いを伝えたり、どうしたらよいか考えたりするなど、子ども同士で解決できるように促しています。順番を守るなどのルールを伝える際は、「して良いこと」「いけないこと」などをわかりやすい言葉で繰り返し伝えるなど、メリハリを持ってかかわるよう配慮しています。園内では、かめやざりがに、にわとり、かぶとむしの幼虫など、さまざまな生き物を飼育しており、みんなで協力して世話をしています。また、収穫した野菜を洗う、田んぼのかかしを作るなど、農作物を育てるうえで協力したり手伝ったりする機会が多くあり、子どもたちは自主的に取り組んでいます。運動会では、5歳児が始まりと終わりの言葉の挨拶を担当するなど力を発揮する機会を作っています。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>配慮を必要とする子どもの保育について、園は一人ひとりの子どもの様子に合わせ、子ども同士のかかわりの中で子どもの持っている力が発揮できるよう配慮しています。クラス担任の職員以外にフリーの職員と加配の職員が対応できるよう体制を整えています。市の巡回相談を年に2回依頼していましたが、今年度は療育機関との連携や情報共有を行っています。配慮を必要とする子どもに対して個別の指導計画をクラス担任が作成しています。また、個別の支援計画は療育機関が作成し、保護者を通して情報を共有しています。クラス会議や職員会議にて職員間で一人ひとりの今の目標や様子を共有し、子どもがやろうとしている姿に対して、職員が手をかけすぎないように配慮してかかわっています。職員は障害児教育及び保育に関する研修を受け、研修報告書を通して職員間で学びを共有しています。子どもの様子は、毎日の送迎時の会話で保護者に知らせています。必要に応じて面接を行うなど子どもの様子を伝える機会を作っています。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■ 担当職員の研修が行われている。 ■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの日中の様子や保護者への連絡事項などの引き継ぎが必要な情報は、各クラスにある引き継ぎノートに記録しています。引き継ぎノートは時間外を担当する職員へと手渡され、保護者への伝え忘れがないよう体制を整えています。早番や遅番の時間は、子どもの人数に合わせて、0～2歳児は合同で保育を実施しています。過ごす部屋や職員が違うことにより子どもが不安にならないよう、固定シフトの非常勤職員を配置したり、小さい学年のクラスで過ごせるよう配慮しています。今年度は0～2歳児も3～5歳児クラスで遊ぶ時間を作っています。時間外を利用する子どもの状況に合わせて、保育環境を担当職員が話し合い決定しています。担当職員が時間外で過ごす子どもの様子を見て感じたことは、主任に相談して遊べる遊具を増やすなど、より楽しく過ごせるよう話し合い改善しています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■ 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■ 就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>年に2回、全園児の保護者を対象に個人面接を実施し、内容は個人面接記録に記入しています。また0～2歳児の保護者には、毎日連絡帳や送迎時の対話を通して子どもの様子を伝えたり、育児に対する相談などに応じたりしています。3～5歳児の保護者には、連絡帳にてクラスの遊びや活動の様子を写真や文章にて記録し、毎日配信しています。配信した内容は、送迎時の親子の会話が弾むきっかけになるよう玄関に掲示しています。毎月保育内容や子どもの育ち、次月の保育についてクラス便りを作成し、保護者に配付しています。今年度から保護者により遊びや活動の様子が伝わるクラス便りとなるよう、写真を多く掲載するよう工夫しています。子どもの育ちを伝える機会となっていた保育参加は新型コロナウイルス感染症対策で実施が難しくなったため、保育の様子を動画に撮影し、定期的に配信しています。感染症の状況が落ち着いてきたタイミングで、今年度は5歳児のみ保育参加を予定しており、少しずつコロナ禍前に実施できていた行事の開催を目ざしています。就学に向けて、就学先の小学校へ電話をしたり直接訪問したりして、子どもの様子を伝えています。園で採れたひまわりの種を小学校に送ったり、自分の名前を書く練習をしたり、毎日の出来事を発表する機会を作ったりするなど、子どもたちの就学への期待が膨らむよう配慮しています。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>6月に尿検査を実施し、年に2回内科検診と歯科検診を実施しています。入園前に保護者が記入する「健康及び生活状況票」にて、乳幼児突然死症候群(SIDS)と睡眠時の事故防止に努めることを知らせながら、子どもの睡眠、家族の喫煙状況などについて確認しています。午睡中は全年齢の園児に睡眠チェックを行っています。登園時は視診と同時に、保護者から送信された連絡帳の内容を確認し、子どもの状態を把握しています。職員間で共有が必要な子どもの様子については、引き継ぎノートに記入し、朝礼にて職員間で共有しています。連絡帳が送信されていなかったり、育児に大変さを感じているようなコメントが入る時があったりした時や、主任が全園児の連絡帳を確認して気になる保護者がいた場合などは、さりげない会話からコミュニケーションを取り、センシティブな(機微)情報に配慮しながら職員間で共有し、虐待等の早期発見つながるよう努めています。職員は園内研修にて、虐待についての学びを深め、虐待などが疑われる場合は、園長に報告するよう体制を整えています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生子防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもがけがをした場合は、けがの状況により園長が判断し病院を受診しています。その際には必ず保護者に連絡しています。子どもの発熱など体調に変化が見られた場合は、保護者に連絡し状況を説明しています。日ごろから子どもの健康状況について心配や不安がある場合には、嘱託医に相談しています。園内で感染症が発症した場合は、どのクラスで何名発症しているのか、またその感染症の主な症状などを保護者にアプリで連絡しています。市の感染症報告システムに入力することで、園内で発症している感染症について市に報告しています。園内にAEDが設置されており、全職員が小児救急救護の訓練を2年ごとに受講し、ライセンスを取得し対応できるよう努めています。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>年齢ごとに子どもの心や体の育ちの目安を捉え、保育、給食、家庭との連携などを明記した食育計画を作成し、給食会議やクラス会議で振り返りをしています。園では1年を通して、たけのこ掘りや田植え、落花生掘りやさつま芋掘り、そらまめの鞆むき、夏野菜の収穫、大根掘り、稲刈りなど、さまざまな食材に触れる機会があります。食材を育てる経験を通し、身近に感じた野菜を食べるようになったなど、好き嫌いへの影響は大きいと職員も保護者も感じています。収穫した野菜は給食で使用する他、家庭へ持ち帰るなど、園と家庭とで連携して食べ物への興味、関心が高まるよう取り組んでいます。また収穫した野菜を子どもが給食室に届けたり、食事の様子を調理士がクラスへ見に来たり喫食状況を確認するなど、日ごろから子どもとかわる機会が多くあります。食物アレルギーのある子どもは、医師の意見書に従って除去を行い代替食を提供しています。食事を提供する際は、配膳する職員が給食室へ食事を受け取りに行き、メニューを目で見て確認し、調理員とクラス職員、事務所職員がチェック表に確認したことを記録しています。クラスでは、別テーブルを準備し、必ず一人職員がそばにつくよう体制を整えています。子どもが落ちているものを口に入れてしまう年齢では、誤飲を防ぐために、床に落ちた食材をすぐに拭き取るよう配慮しています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>各クラスとも窓があり採光も良く、室内は明るく遊具や用具の置き場が決まってお整理整頓されています。各クラスに空気清浄機が設置されています。0、1歳児は遊具を口に入れてしまうことがあるため、口に入れた遊具はほかの子どもが使わないように別にして置き、午睡中に職員が消毒を行っています。各クラスの手洗い場に30秒計が用意されており、職員も子どももしっかりと手を洗う目安として手洗いの際に使用しています。手洗いを一人でやるのが難しい年齢の場合は、必ず職員がついて、いっしょに行うように配慮しています。手洗いをした後に、どれくらいのばい菌が手に残っているかを目で見て確認できるキットを活用し、子どもたちに正しい手洗いや手洗いの重要性について知らせています。衛生委員会を担当している職員が中心となり、必要に応じて職員で嘔吐処理のシミュレーションを行うなど、衛生管理に努めています。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>市の事故対応ガイドラインを園のマニュアルと位置づけ、このガイドラインと園の事故発生時対応マニュアルに基づき、園で発生した事故やけがに対して、翌日の朝礼で速やかに話し合い、事故防止につなげています。事故や事故に至らない場合でも、危険な状況があった場合には、事故報告書やヒヤリハット報告書に記録し、記録を分析し、職員会議で原因を究明し、再発防止策を話し合っています。また園内安全点検リストを作成し、設備や遊具など園内外の安全点検を毎月行い、事故の予防にも努めています。園の安全委員会では不審者への対応を話し合い、警察とも連携した防犯訓練を実施しています。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の運営規程の文書と一体となっている「緊急時の対応方法」に、災害時のマニュアルが記載されています。マニュアルには地震、水害、火災などの対応方法や避難計画、災害時の役割分担や指揮権順位、緊急連絡網などが明記されています。園の防災委員会が担当して、毎月さまざまな場合を想定して避難訓練を実施したり、備蓄品を整備しています。避難訓練や消防訓練では家庭や消防署とも連携して実施しています。園周辺は標高が高いため、水害のリスクは低く、代わりに近隣には土砂災害の危険性が高い場所があり、災害時にはそこを避けることなど、保護者や職員に周知しています。保護者や職員の安否確認方法には、メールやSNSを使用して行うことを職員、保護者に周知しています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の見学者や運営委員会などから、地域の子育てニーズや子育て相談、一時保育などのニーズを把握しています。コロナ禍前には数組限定で子育てサロンを実施し、簡単な遊びを行ったり育児相談を行ったりするなど、地域の子育て家庭の交流を行いました。が、コロナ禍で現在は中止しています。今後はまず見学者への子育ての相談に応じることをから始め、将来は子育てサロンで触れ合い遊びや親子製作など、親子の愛着関係が深まる活動を取り入れ実施する予定です。見学者には、発達などの子育て相談や病児保育などの情報発信も行っています。またコロナ禍で中止していた近隣の高齢者施設との交流も今後再開させることを計画しています。</p>		